

資料編

小川町都市計画マスターPLAN策定委員会設置要綱

(平成27年6月19日
訓令第10号)

(設置)

第1条 小川町都市計画マスターPLAN（以下「マスターPLAN」という。）を策定するための府内体制として、小川町都市計画マスターPLAN策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、マスターPLANの策定及び変更に関する検討及び総合調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、副町長及び別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、副町長をもって充てる。

4 副委員長は、委員の互選によって定める。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

2 委員会の会議は、委員の過半数をもって成立する。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務を処理するため、事務局を都市政策課都市政策担当に置く。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長
政策推進課長
福祉介護課長
健康増進課長
子育て支援課長
環境保全課長
産業観光課長
建設課長
都市政策課長
水道課長
学校教育課長
生涯学習課長

2

策定経緯

都市計画マスタープラン策定に向けた検討の流れは以下の通りです。

回 数	検討事項
第1回策定委員会 (H27年7月1日)	<ul style="list-style-type: none">・計画の概要と策定スケジュールについて・小川町の現況特性と今後の都市づくりの課題について
第2回策定委員会 (H27年9月24日)	<ul style="list-style-type: none">・全体構想地について
第3回策定委員会 (H27年12月18日)	<ul style="list-style-type: none">・地域別構想について
第4回策定委員会 (H28年1月8日)	<ul style="list-style-type: none">・マスタープラン（案）について
第1回都市計画審議会 (H28年1月15日)	<ul style="list-style-type: none">・マスタープラン（案）について
第5回策定委員会 (H28年1月25日)	<ul style="list-style-type: none">・マスタープラン（案）について
第2回都市計画審議会 (H28年2月25日)	<ul style="list-style-type: none">・マスタープラン（案）について
第6回策定委員会 (H28年3月14日)	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント意見について・マスタープラン（最終案）について
第3回都市計画審議会 (H28年3月23日)	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント意見について・マスタープラン（最終案）について

(1) あ行

○ 空き家バンク

賃貸・売却可能な空き家の情報を、利用を希望する人に紹介する制度のことです。

○ 沿道サービス施設

自動車運転者の利用を対象とした、ドライブイン・コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等の施設のことです。

○ オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建築物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地を総称したものをいいます。

(2) か行

○ 狹隘道路

幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路をいいます。

○ 緊急輸送道路

大規模な地震が起きた際に、避難・救助・物資の供給・諸施設の復旧等の応急対策活動を広域的に行うため、防災の拠点等を連絡する高速道路や国道・県道等の重要な路線を緊急輸送道路として定めています。これらの路線は、緊急時の応急対策活動のため一般の交通を規制することがあります。

○ 公共交通空白地域

鉄道・路線バスが通っていないかったり、駅やバス停まで徒歩で移動できず、公共交通利用が不便な地域のことです。

○ 地域公共交通網形成計画

地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにした計画のことです。

○ 公共施設等総合管理計画

今後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うこと目的とした計画のことです。

○ 交通結節点

路線バスと鉄道など、交通手段間の乗換え・乗り継ぎを行う箇所のことです。

○ コンパクトプラスネットワーク（集約連携型都市構造）

人口減少・高齢化社会の中でも、安心・健康・快適に生活でき、財政面及び経済面においても持続可能な都市を目指し、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるような都市構造のことです。

(3) さ行

○ 再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力等の自然の力でつくる電気のことです。

○ 里地・里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く森林・農地・ため池・小川などで構成され、人の生活と密接な結びつきがある地域のことです。

○ 市街化区域・市街化調整区域

市街化区域は、既に市街地が形成されている箇所や、今後優先的・計画的に市街化していくべき箇所として、都市計画法に基づき指定された区域のことです。一方で、市街化調整区域は、原則的に市街化を抑える区域のことです。

○ 市街地開発事業

道路・公園・下水道・宅地等を総合的に整備する事業のことです。代表的なものとして、土地区画整理事業等があります。

○ 住工混在地域

住宅と工場等が混在して立地し、互いの良好な環境（住環境・操業環境）の悪化が懸念される地域のことです。

○ 人口フレーム

目標とする年の推計人口のことです。

○ セットバック

敷地が接する道路から建物を後退させることです。沿道にゆとりある空間を確保し、まちの魅力を高める効果が期待されます。

○ 総合振興計画

町政運営全般にわたる計画のことで、町の最上位計画です。

（4）た行

○ 地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするものです。

○ 地区計画

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」をいいます。地区計画は、「地区計画の目標」、「整備、開発及び保全に関する方針」及び道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民などの意見を反映して、まちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。

○ 低炭素型都市

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる都市をいいます。

○ デマンドバス・タクシー

主に公共交通空白地域を対象に、需要量に応じたきめ細かなサービスを提供するため、利用者がいる時にだけに限定して、既存の民間バス路線を補完する目的で運行させるバス・タクシーのことです。

○ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のことです。土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などが規制される区域のことです。

○ 都市基盤ストック

これまでに整備され、今後も良質な施設として長く使用できる道路・公園・下水道等の都市基盤のことです。

○ **都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**
平成12年度の都市計画法の改正により創設された、すべての都市計画区域を対象とした都市計画の基本の方針で、都市計画区域のマスター・プランとも言える、都道府県が定める都市計画をいいます。

○ **都市計画道路**

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された道路をいいます。

○ **都市計画審議会**

都市計画に関する事項について、調査審議するために都道府県、市町村ごとに設置された附属機関をいいます。

○ **都市公園**

都市公園は、計画的なまちづくりの一環として国や県、市町村が整備・管理する公園のことです。規模や機能等によって種類が区分されており、本町においては、規模が小さい順に街区公園、近隣公園があります。また、都市の自然環境を保全するために緑地が設けられているものが都市緑地となっています。

○ **都市施設**

都市計画法に定められる、道路・公園・緑地・ごみ焼却場・河川等のことです。

○ **土地区画整理事業**

狭い道路の解消や無秩序な乱開発の防止などまちづくりに関する課題を解決するため、道路・公園等の公共施設や上下水道・ガスなどを整備し、土地の区画の改善なども含めて総合的に行う事業をいいます。

(6) は行

○ **バリアフリー**

障害のある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去のことです。

○ **PDCAサイクル**

Plan・Do・Check・Action の4段階から成り、“Plan”では目標を設定と計画作成、“Do”では計画に沿った行動、“Check”では行動した結果の問題点の洗い出しや分析、“Action”では分析結果を受けた計画見直しを行います。これらを繰り返すことで次第に改善していく一連の流れのことです。

○ **ヒートアイランド現象**

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことです。

○ **複合型土地利用**

商業・医療・福祉・住宅等の多様な機能が共存し、利便性の高い土地利用のことです。

○ **ポケットパーク**

道路等の小スペースを活用して整備された公園のことです。

(7) ま行

○ **未利用地**

空き地・空き家・空き店舗・工場跡地等の有効に利用されていない土地のことです。

○ **密集市街地**

老朽化した木造住宅等が集中し、災害時の延焼防止や避難に必要な機能が確保されていない市街地のことです。

(8) や行

○ 用途地域

都市計画法に基づく土地利用の区分の一種で、土地利用の混在を防止する目的として、住宅・商業・工業などの目指すべき土地利用の方向に応じて、12種類に区分し指定された地域をいいます。本町では、そのうちの9種類が指定されています。

(9) ら行

○ 立地適正化計画

都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導することをねらいとした計画のことです。

○ ランドマーク

山や高層建築物など、視覚的に目立つもの、ある特定地域の景観を特徴づける目印のことです。

**小川町都市計画マスタープラン
平成 28 年 3 月**

発行：小川町
編集：小川町都市政策課
〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55
TEL 0493-72-1221 FAX 0493-74-2920